

山都町立清和中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめの問題は人権に関わる重大な問題であり、いじめは絶対に許されない、いじめは卑怯な行為である。いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として対応すべきこともある。すべての児童生徒を対象に人権尊重の意識の深化を図り、その行動化やいじめを許さない雰囲気醸成、いじめの早期発見・早期対応に取り組むことが大切である。

2 いじめ防止の基本方針

(1) 全教育活動を通して「いじめは絶対に許さない学校」づくりを推進するとともに、「いじめ撲滅宣言」等に取り組み、生徒・教職員・保護者が一丸となって、全力でいじめ防止に努める。

(2) 心の通いあうコミュニケーション力を育むとともに、学級・学年・部活動等における適切な人間関係づくり、居場所づくりを行いつつ、生徒一人ひとりの自己有用感・自己肯定感の涵養に努める。

(3) 生徒の豊かな情操や感性、道徳的実践力、自他の生命、存在を大切にする精神を養うために、全ての教育活動を通じた道徳教育及び人権教育の充実を図る。

(4) 保護者並びに地域住民その他の関係者、関係機関等との連携を図りつつ、いじめ防止に資する心情、行動力を培うため、生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行い活性化を図る。

(5) いじめ防止の重要性に関する理解と雰囲気醸成を図るための啓発、及びその他の重要な措置として、人権講話・人権集会・生徒集会等の充実を図る。

3 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 人権教育推進委員会

校長、教頭、人権教育主任、学年代表等を構成メンバーとして、月1回定例会を開催し、人権教育の推進と充実を図る。

(2) 生徒支援委員会

月に一度、全教職員で配慮を要する児童をはじめ、各学年の生徒の現状や指導・支援の在り方についての情報交換及び共通理解を図る。また、学期に1回、生徒の不安や悩みの実態把握とその解消への対応を含め教育相談を実施する。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

ア ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「心のアンケート」やQUTテスト結果を生かしたりして、生徒の実態を十分に把握し、適切な人間関係づくりを基盤とした、よりよい学級経営に努める。

イ 分かる・できる授業の実践に努め、生徒一人ひとりが成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

ウ 特別活動における学習や体験活動を通して、個人や集団としての在り方、行動の仕方などに関する指導・支援の充実を図る。

(2) 道徳教育の充実

- ア 道徳の授業の充実に努めることを通して、価値観の醸成や規範意識の確立に努め、生徒の自尊感情等の高揚を図る。
- イ 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心、道徳的実践力を育てる。

(3) 相談体制の整備

- ア Q Uテスト結果の考察と対応策（学級集団の背景、学級の成果と問題点、教師の観察との共通点及び相違点など）を考え、職員研修で共通理解を図る。
- イ 学期ごとに「アンケート」を実施し、その結果をもとに学級担任が教育相談を行い、児童一人ひとりの理解に努める。
- ウ 心の教室相談員と関わる時間を設定し、教育相談の充実に努める。
- エ 生徒及び保護者に外部相談機関を周知する。
 - ・ひごっこテレホン
 - ・いじめ110番
 - ・SOSミニレター 等

(4) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じる。

ア 学校で行われる対策

- ① 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。
- ② 生徒の携帯電話、スマートフォンの校内持ち込み及び校内での使用を禁止する。
- ③ インターネットで行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように、教職員、生徒、保護者を対象とした情報モラル研修会等を行う。

イ 家庭に対して行われる対策

- ① 生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ② 掲示板等への書き込み等については、PTA授業参観等の機会を捉えて保護者への啓発活動を行う。
- ③ PTA活動と連携して、情報モラルに対する啓発を継続的に実施する。

(5) 学校相互間の連携協力体制の整備

- ア 町内の中学校間、及び管内の中学校との情報連携を密にした生徒指導の充実に努める。
- イ 保、小、中連携協議会等を基盤としながら、校区内の保育所、小学校との情報交換や研修会等を行う。

5 いじめ早期発見のための取組

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

生徒、保護者、学校の信頼関係を築き、良好な人間関係に基づく円滑な連携ができるように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、住民課、健康福祉課、教育委員会、小学校や発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) 校内における定期的な教職員の情報連携

生徒支援委員会、日常観察等をとおして、生徒に関する様々な情報の共有化を図る。

(3) 「教育相談」の実施

毎学期「教育相談」を実施する。事前アンケートをもとに、一人ひとりの生徒と直接話をして、思いをくみ取り、不安や悩み等の解決を図る。

(4) 生活ノート及び日常観察

生徒が毎日綴る生活ノートの文面から心情を察したり、休み時間や放課後の課

外活動の中で生徒の様子に目を配ったりしながら、交友関係や悩み、不安を把握して課題があれば具体的な解決に向けた指導・支援を行う。

6 いじめに対する早期対応

- (1) いじめに関する相談や情報提供を受けた場合、速やかに管理職に報告するとともに、学年部等との連携を図り、事実の有無や詳細な状況の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、生徒指導委員会（場合によっては人権教育推進委員会との合同）を開き、その解消に向けた具体的な対応を協議する。
- (3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援を最優先するとともに、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。特に、指導後の経過は加害者、被害者双方の言動の状況等を注視する。また、学年集会等を開催し、いじめを防止する規範意識や個や集団の雰囲気醸成を図る。
- (4) いじめを受けた児童が安心して登校し、教育を受けることができるようになることを最優先する。そのために、必要があると認められる場合は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。
- (5) 事象の解消、再発防止に向けて、事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
 - ア いじめにより生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
 - イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
 - ウ 生徒や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
- （「いじめ防止対策推進法」より）
- (2) 重大事態への対処
 - ア 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
 - イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
 - ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
 - エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。